介護予防·日常生活支援

総合事業のご案内

介護保険制度の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が創設され、那須町では、平成29年4月から新たなサービスを利用できるようになりました。 総合事業は、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に活かして要介護状態となることを予防するためのものです。

「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して介護予防に取り組みましょう。

那須町

令和7年8月

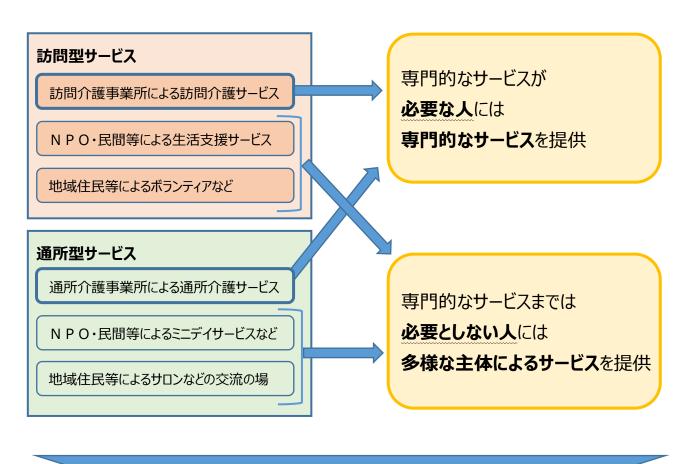
1 総合事業の特徴

能力に応じた柔軟な支援

1 総合事業の目的

総合事業は、要支援者等の自発的な参加意欲に基づく、効率的かつ効果的な介護予防を実施し、 本人の自立を支援することを目的としてます。

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参入し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進しています。



同時に実現サービスの充実 費用の効率化

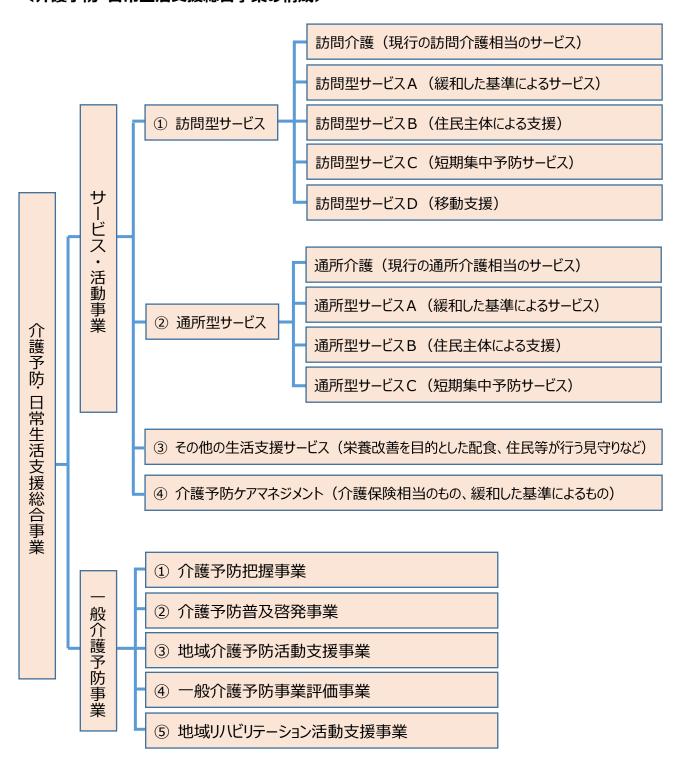
地域とのつながりを維持

2 総合事業の構成、サービス内容等

総合事業は、介護予防給付から移行し、要支援の方と基本チェックリストによる事業対象者(※1)に対して必要な支援を行う「サービス・活動事業」と、全ての高齢者を対象とする「一般介護予防事業」から構成されます。

※1 基本チェックリストを用いた簡易な方法により生活機能が低下していると判断された方

<介護予防・日常生活支援総合事業の構成>



4 那須町における総合事業の実施

那須町においては、介護事業者をはじめとした多様な主体の方々と連携・協力し、「サービスの充実(多様化)」、「費用の効率化」を図るため、平成 29 年度から総合事業をスタートしています。

<現在実施している総合事業>

【サービス・活動事業】

訪問介護 (現行の介護相当)

通所介護(現行の介護相当)

通所型サービスC (短期集中)

【一般介護予防事業】

介護予防把握事業

地域介護予防活動支援事業

地域リハビリテーション活動支援事業

訪問型サービスC(短期集中)

通所型サービスB (住民主体)

介護予防ケアマネジメント

介護予防普及啓発事業

一般介護予防事業評価事業

く考慮すべき点>

- ① 費用の効率化が、単なる利用者負担増にならないようにすること。
- ② 費用の効率化が、単なる介護事業者負担増にならないようにすること。
- ③ 人員基準を緩和しても、新たな担い手がいないことには経費削減につながらないこと。

新たな担い手の確保など、介護事業者等と連携して、利用者のためのサービスを検討・準備

<今後の実施を検討する事業>

訪問型サービスA(緩和した基準)

訪問型サービスB(住民主体)

通所型サービスA (緩和した基準)

訪問型サービスD(移動支援)

その他の生活支援サービス

2 総合事業の対象者とサービス利用までの流れ

1 総合事業の対象者

①サービス・活動事業

- ○新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
- ○基本チェックリストにより生活機能が低下していると判断された方

②一般介護予防事業

○65歳以上の方(第1号被保険者)、その活動を支援する方

★基本チェックリスト: 25の質問項目で、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

2 サービス利用までの流れ

サービス・活動事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定でサービスを利用できます。 介護給付や介護予防給付のサービスを利用する場合は、これまで同様、要介護(要支援)認定の手続きが必要となります。

なお、40~64歳の方(第2号被保険者)は、必ず要介護認定申請が必要となります。

65歳以上の方



地域包括支援センター または 保健福祉課へ相談

地域包括支援センターでの相談の結果、 介護認定をおすすめする場合もあります。

要介護(要支援)認定を受ける

基本チェックリストを受ける

要介護 1~5

要支援 1 • 2

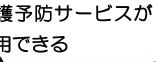
非該当

生活機能の低下 が見られる (事業対象者)

白寸

介護サービスが 利用できる

介護予防サービスが 利用できる



介護予防 ケアマネジメント

地域包括支援センターと、本人や家族が話 合いケアプランを作成します。

※地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護 支援事業者が作成することもできます。

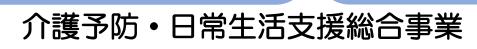
介護申請の結果、要支援1・2の判定を受けた方

基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方

サービス・活動事業 が利用できます。

65歳以上の方

-般介護予防事業 が利用できます。



3 サービス・活動事業

要介護状態となることを予防するために、地域包括支援センター等の職員が介護予防ケアプランを立て、高齢者自身の能力を最大限に生かすことができるよう、生活上の目標を達成するためのサービスです。

1 介護予防ケアプランの作成

地域包括支援センター等が要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等 に応じて、本人が自立した生活を送ることができるように、どのようなサービスをどのくらい利用するかについ て本人や家族と相談して適切なケアプランを作成します。

2 利用者負担

総合事業のサービスを利用した時の利用者負担割合は、サービス費の1割(一定以上の所得がある方※は2割又は3割)となります。

要支援認定を受けている方、事業対象者(基本チェックリスト該当者)には、負担割合(1割又は2割又は3割)を記載した「負担割合証」が交付されます。

- ※一定以上の所得がある 2 割負担の方:本人の合計所得金額が 160 万円以上で、同一世帯にいる 65 歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身で 280 万円以上、2 人以上世帯で 346 万円以上の方。
- ※一定以上の所得がある2割負担の方のうち、特に所得の高い方は3割負担となります。
 - 3 割負担の方:本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方。

3 支給限度額

状態区分ごとに 1 ヶ月に利用できる金額の上限(支給限度額)が設けられています。支給限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担となります。

指定事業者のサービスを利用する場合にのみ、給付管理を行います。

状態区分	支給限度額
要支援1 ・ 事業対象者	5,032 単位
要支援 2	10,531 単位

※1単位:10円

4 サービス・活動事業の種類

	事業名	内容	自己負担目安 (1 割の場合)
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	訪問介護と同様のサービ	週1回程度 1,176円/月
		ス。訪問介護員による身体	週 2 回程度 2,349 円/月
		介護、生活援助	週2回以上 3,727円/月
			週 1 回未満 287 円/回
	訪問型短期集中サービス	保健師や理学療法士等に	無料
		よる居宅での訪問指導等	
		(はつらつ訪問事業)	
通所型サービス	通所介護相当サービス	通所介護と同様のサービ	週1回程度 1,798円/月
		ス。生活機能向上のための	週 2 回程度 3,621 円/月
		機能訓練	週 1 回未満 436 円/回
	通所型サービス B	住民主体による自主的な	実費負担有り
	(住民主体)	通いの場(体操や運動など	
		の活動を行うサロン)	
	通所型短期集中サービス	生活機能を改善するための	無料または自己負担あり
		運動器の機能向上や栄養	
		改善等のプログラム	
		(心身力アップ教室等)	

4 一般介護予防事業

65歳以上の方(第1号被保険者)とその活動を支援する方を対象に、次の介護予防事業を実施します。介護予防活動に取り組み、自立した生活を続けましょう。

事業名	内容	主な事業・取組
介護予防把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を要する方をできるだけ早期に把握し、必要な支援や介護予防活動につなげる	・地域包括支援センターによる 相談・支援・訪問型介護予防事業
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する基本的な知識や、地域における介護予防活動の普及・啓発、介護予防活動普及のための担い手の育成を行う	・介護予防サポーター養成講座 ・サポーターフォローアップ講座 ・介護予防出前講座
地域介護予防活動支援事 業	地域における住民主体の介護 予防活動の育成・支援を行う	・てんとうむし教室 ・生きがいサロン
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職等を住民主体の通いの場などに派遣	・重度化予防教室・心身力アップ継続教室

し、地域における介護予防活動	・介護予防自主活動立上げ・
の取り組みの機能強化を図る	継続支援事業(元気づくり応
	援事業)

<お問い合わせ先>

◎介護予防・日常生活支援総合事業について那須町役場 保健福祉課 地域支援係・介護保険係

電話:0287-72-6910

メールアドレス: hoken@town.nasu.lg.jp

◎サービスの利用について

那須地区地域包括支援センター

電話:0287-71-1138

高原地区地域包括支援センター

電話:0287-73-8881